

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和4年（再口）第1号

千葉県市原市若宮4丁目18番地4
再生債務者 宮坂 文子

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和4年7月21日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和4年8月15日まで 令和4年7月28日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和4年（再口）第2号

三重県鈴鹿市岸岡町3132番地の102
再生債務者 赤堀 照代

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和4年7月21日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和4年8月17日まで 令和4年7月27日

津地方裁判所再生係

令和4年（再口）第4号

兵庫県三田市けやき台4丁目29番地3
再生債務者 井上 哲志

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和4年7月6日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和4年8月17日まで 令和4年7月27日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和4年（再口）第17号

大阪府箕面市船場東3丁目11番45-1303号
再生債務者 高田 圭一

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和4年7月22日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和4年8月24日まで 令和4年7月27日

大阪地方裁判所第6民事部

令和4年（再口）第2号

佐賀県唐津市夕日79番地4
再生債務者 大木 智久

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和4年7月11日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和4年8月25日まで 令和4年7月28日

佐賀地方裁判所唐津支部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和4年（再口）第1号

鹿児島県霧島市国分向花町4番49号 サンシ
ティI 203号

再生債務者 林 真六

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和4年7月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和4年7月27日

鹿児島地方裁判所加治木支部

令和4年（再口）第10002号

東京都八王子市明神町3-17-6-110
再生債務者 牛渡万寿身

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和4年7月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和4年7月27日

東京地方裁判所民事第20部

令和4年（再口）第3号

広島市佐伯区五日市町大字皆賀503番地13(開
始決定時の住所 広島市佐伯区染々園4丁目
13番24-101号)

再生債務者 山下 梓

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和4年7月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和4年7月27日

広島地方裁判所民事第4部

企業年金基金変更公告

西日本電気工事企業年金基金の理事長の氏名に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第9条の規定により、次のとおり公告する。

- 1. 新理事長の氏名 安藤 一彦
- 2. 旧理事長の氏名 橋詰 源治
- 3. 変更年月日 令和4年8月1日

令和4年8月5日

大阪府大阪市北区西天満6丁目8番7号
304号室 西日本電気工事企業年金基金

理事長 安藤 一彦

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和四年七月二十一日

掲載頁 五十頁(号外第一五七号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和四年七月二十一日

掲載頁 五十頁(号外第一五七号)

令和四年八月五日

東京都中央区築地六丁目八番一〇号

(甲) 株式会社SURF&TURF

代表取締役 山口 幸隆

東京都中央区築地四丁目二番二号

(乙) 株式会社海玄

代表取締役 山口 幸隆

合併公告

左記会社は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

効力発生日は令和四年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を録すに行います。

合併後存続する甲の資本金の額は四十六億千九百四十八万二千二百八十八円であり、この合併による甲の資本金の額の増加はありません。甲はこの全株式を保有していますので、乙の株主に対する金銭等の割当ては行いません。また、乙は新株予約権を発行していないため、乙の新株予約権者に対する新株予約権又は金銭の割当ては行いません。

なお、乙の保険契約者について、この合併を理由とした保険約款上の権利の不利益な変更は行いません。

この合併に対し異議のある債権者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 山形新聞

掲載の日付 令和四年七月八日

掲載頁 二頁

(乙) http://www.denghi-kohkoku.com/shouei_project/

令和四年八月五日

東京都中央区銀座一丁目三番一三号

(甲) 株式会社ベガスベガス

代表取締役 高橋 秀之

札幌市中央区南一条西四丁目七番地一フエアリースクエア

(乙) 株式会社正菜プロジェクト

代表取締役 美山 正広

(甲) https://www.ipet-ins.com/

(乙) https://www.pfirst-ins.co.jp/

令和四年八月五日

東京都江東区豊洲五丁目六番一五号

(甲) アイベット損害保険株式会社

代表取締役 安田 幹子

東京都江東区豊洲五丁目六番一五号

(乙) ベッツフアースト少額短期保険株式会社

代表取締役 武藤 正真

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して申はこの建物管理委託事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、令和四年九月十五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和四年六月二十四日

掲載頁 一八五頁(号外第一三六号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和四年六月二十九日

掲載頁 二〇七頁(号外第一四〇号)

令和四年八月五日

東京都中央区日本橋室町四丁目三番一三号

(甲) 新日本管財株式会社

代表取締役 佐藤 進一

東京都千代田区神田錦町三丁目一一番地

(乙) 株式会社アベロックス三信

代表取締役 河田 拓巳

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して申はこの遊技場(所在北海道函館市高松町二二七番二号 屋号イーグルベイプラズ)経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 山形新聞

掲載の日付 令和四年七月八日

掲載頁 二頁

(乙) http://www.denghi-kohkoku.com/shouei_project/

令和四年八月五日

東京都中央区銀座一丁目三番一三号

(甲) 株式会社ベガスベガス

代表取締役 高橋 秀之

札幌市中央区南一条西四丁目七番地一フエアリースクエア

(乙) 株式会社正菜プロジェクト

代表取締役 美山 正広